○内閣府告示第三百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　土佐清水市

二　地域再生計画の名称　伝統産業振興による雇用創出「だしは文化　食は絆プロジェクト」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　土佐清水市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市及びみやま市並びに福岡県朝倉郡筑前町及び東峰村、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町並びに八女郡広川町

二　地域再生計画の名称　呼び込み・つなげ！九州ちくご雇用創出大計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市及びみやま市並びに福岡県朝倉郡筑前町及び東峰村、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町並びに八女郡広川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県北松浦郡小値賀町

二　地域再生計画の名称　農業と観光での地場産業再生・雇用創出による地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県北松浦郡小値賀町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県熊毛郡屋久島町

二　地域再生計画の名称　人・もの・心が調和した活力とうるおいのある屋久島プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県熊毛郡屋久島町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮古島市

二　地域再生計画の名称　見つめ直す地域の〝宝〟！！地域の〝宝〟を発見・創造すれば地域力が向上する。～自発的地域活性化実践プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　宮古島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　沖縄県国頭郡金武町

二　地域再生計画の名称　金武町の健康と癒やしを担う人づくり～基地跡地利用による雇用機会の創出～

三　地域再生計画の区域の範囲　沖縄県国頭郡金武町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第六十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島市

二　地域再生計画の名称　「水の都ひろしま」市街地周辺水資源再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　広島市の区域の一部（市街化区域外の地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第三百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第五十一号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県

二　地域再生計画の名称　〝人・歴史・文化〟の深みある観光交流地区「松島」を形成する観光計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県宮城郡松島町の区域の一部（松島港及び磯崎漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百七十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　栃木県

二　地域活性化総合特別区域の名称　栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　特定水力発電事業

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　浜松市

二　地域活性化総合特別区域の名称　未来創造「新・ものづくり」特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業